

## 令和4年度住民基本台帳閲覧状況

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、下記のとおり公表いたします。

(令和4年4月1日から令和5年3月31日に閲覧したもの)

閲覧の年月日	申出者（法人の場合その名称及び代表者又は管理人氏名）	委託者がいる場合 その名称	利用目的又は請求事由	閲覧に係る 住民の範囲
令和4年7月22日	山武警察署長 山形 久夫		犯罪予防のため	大里、菱田、朝倉、 高田、岩山、大台、 香山新田
令和4年8月22日及び 26日	千葉県知事 熊谷 俊人		令和4年就業構造基本 調査の調査対象者を抽 出するため	大里、飯櫃、岩山
令和4年10月5日	千葉県山武保健所長		令和4年県民健康・栄 養調査の対象者抽出の ため	新井田